

「(仮称) 守口市手話言語条例案」に対するパブリックコメントの結果について

1. 募集期間

令和7年11月25日(火)から令和7年12月25日(木)まで

2. 募集方法

広報もりぐち12月号及び市ホームページに実施概要を掲載し、市内公共施設に「(仮称) 守口市手話言語条例案」、「募集要領」、「意見提出用紙」を設置するとともに、市ホームページからもダウンロード可能とし、回収ボックス投函、郵送、電子メール、電話、FAXにより意見を受け付けました。

3. 募集結果

提出方法及び提出件数

提出方法	提出件数
回収ボックス投函	8件
郵送	0件
電子メール	5件
FAX	0件
電話	0件
合計	13件

4. 意見の概要

ご意見、誠にありがとうございました。

番号	枝番	項目	意 見	本市の考え方
1	1	市の責務について	令和7年6月に施行された手話に関する施策の推進に関する法律から第3条で第2条(基本理念)より地方公共団体は手話に関する施策を総合的に策定し実施する責務を有するとされているので、法律施行後の条例になるのなら『理解の促進に努める』、『社会参加の保障』だけでなく、それを実現させるための情報提供、相談窓口、手話教育などの環境整備をする旨の条文があっても良いのかと思いますが。	今後、手話に関する施策を進めるなかで、検討していきます。
1	2	市民の役割について	『市民の役割は基本理念に対する理解を深め、手話に関する守口市の施策に協力するよう努める』で良いのではないか。 努力義務だとしても(市の責務)より長い条文なので市民に対し、過度な負担を強いているように感じられる。 他の地方公共団体でもここまで記述している条例は少ないと思うがどうなのか。	ご意見を参考に、表記を変更しました。
1	3	施策の推進について	相談及び助言に関する事項を加えてもらいたい	NO.1-1に同じ
2	1	手話言語条例について	私達が話をする言葉と同じで、手話も言語、言葉である以上は、英語も同様に同じで勉強する場を必要だと思います。 一般の市民向けや幅広く啓発してほしいと思います。	NO.1-1に同じ
3	1	財政措置について	手話の普及に伴う、予算の確保・補助金の支給等、条例に記載があれば今後担当者変更があった場合も、これまで同様の対応が引き継がれるかと思いますが、やはり記載がないと安心できません。他市でも記載されている市がありますので、ご検討よろしくお願ひします。	「手話に関する施策の推進に関する法律(令和7年法律第78号)」第3条に国及び地方公共団体の責務が明記されていますので、記載がなくとも必要な予算の確保等を行っていきます。
3	2	条例の見直しについて	現在社会情勢等も変化が激しくなっている事を鑑み、定期的(3年に1度等)に見直しを実施いただき、その時々に見合った内容に修正ができるよう、定期的な見直しについて明記していただきたいです。ご検討よろしくお願ひします	NO.1-1に同じ
4	1	市の責務について	いかなる理由であっても誰1人阻害されてはならないと思います。全ての人は情報保障されるべきであって、ろう者等の手話を第1言語とする人々には、手話での情報保証をするべきです。そのために守口市が一刻も早く手話条例を批准することを願います。	ご意見ありがとうございます。 今後も手話に関する施策を推進させていきます。

番号	枝番	項目	意 見	本市の考え方
4	2	学校における手話の普及について	学校教育において、早期から手話教育をすることは手話を言語とするものだけでなく、日本語を第1言語とする聴者にとっても有用なことです。私自身は現在手話サークルで手話を学んでいますが、やはり年取ってからでは覚えることに苦労しています。手話を第1言語とする人との意思疎通はなかなかに難しいです。現在耳の聞こえない子供はろう学校に通うか、人工内耳でなんとか授業を聞き取り、相当な無理をしながら勉強していると思います。普通の公立学校でも手話による授業が受けられたらどんなに素晴らしいことでしょうか。	NO.4-1に同じ
4	3	施策の推進について	手話を必要とする人から依頼があれば無償で手話通訳を派遣することはもちろんのこと、病院等の公共施設において手話のできる職員を置くことを義務付けることや、教職員や市職員が手話を学ぶことの義務付けも必要だと思います。	NO.4-1に同じ
5	1	意見の聴取について	若干、遅かりしの感がありますが、条例(案)ができたことにうれしく思います。 以下、(案)に対する意見ではなく、感想と思いを書いてみました。 ●最後の(意見聴取)の項がとても大切だと思います。 なかなか上達はしませんが、少し手話の学習をしています。一緒にしている中に難聴の方がいて、「観たい映画があっても、すべてに字幕がついているわけではないので今ひとつ内容が理解しにくい。」と。 ●心配なのは、救急車に乗った時に手話が通じなければ命の危険にさらされることもあるかも。 ●ろう者の要望をよく聞きあらゆる情報に手話言語でアクセスできるための施策と、そのアクセス保障が「理解によってもたされるものではなく「人権」なのだという考えのもとにされることを強く思います。	NO.4-1に同じ
6	1	名称について	正式名称に、他市に例があるように「笑顔広がる守口市手話言語条例」としてはどうでしょうか 『手話言語の理解と普及を通じて、市民の皆が笑顔になり、お互い尊重し合う共生社会の実現に願いをこめたいと考えたため』	ご意見ありがとうございます。 ご意見としてお聞きします。
7	1	手話言語条例について	守口市手話言語条例の推進にあたり「やってほしい」としてはお店や施設でのコミュニケーション支援、電話リレーサービスの活用促進、市の取り組みを目指しており、条例は全市民が共生する。	NO.4-1に同じ
8	1	手話言語条例について	「手話は言語である」これは手話を知れば知るほど、実感することです。この度、守口市も条例を制定すると知りました。市の決断によって、手話が広がり、笑顔が増えれば、こんなに嬉しいことはありません。ありがとうございます。 ただひとつ気になることがあります。案には金銭的なことが書かれていないことです。何をするにもお金がかかります。手話を広める活動において、全て手弁当のボランティアというわけにはいきません。金銭的な支えがなければ、折角の言語条例の理念も広がりが限定的になってしまうのではと心配しています。	NO.3-1に同じ
9	1	予算措置について	記入しておくことで安定的に行うことができるため、予算がないからできないという状況にならないため。	NO.3-1に同じ

番号	枝番	項目	意 見	本市の考え方
10	1	意見	絶対に採決できるようお願いします。	ご意見ありがとうございます。 制定に向けて取り組みます。
10	2	意見	財政の措置が組み込まれていないのが残念。 「手話施策推進法」に基づいてぜひ企画など設けてください。	NO.3-1に同じ
11	1	意見	①趣旨に賛成します。ろう者だけではなく、全ての障がい者が暮らしやすい社会であればいいと考えています。その為に、市民憲章として策定するという方法もあるのではありませんか。	NO.4-1に同じ
12	1	予算の確保について	今後、災害が起った場合への、ろう者への情報保障 また、災害時、声が出せない人のために笛を配布する等対策を行ってもらいたい 市役所等、公的機関へ連絡をする際、SNSで相談できるよう、考えていただきたい 身内がそばにいない、また、一人暮らしなどの方へ、速やかに、手話通訳をつけていただけるようお願いしたい 手話を知っていたくために、義務教育の中でも手話を取り入れていただいていると思います。今後も手話講習会、また、学校の中で手話を学ぶ機会を増やしていただきたい 今後何かをするにあたっても財源が必要となってくるので、手話言語条例を施行するにあたって予算の確保をお願いいたします。	NO.3-1に同じ
13	1	意見	私は、ろう者です 災害発生時の聴覚障がい者のための情報保障をつけてほしい。 (例)聞こえないためラジオから情報を得られない。火事などで下敷きになったときのために笛を配布してほしい。(声出せない人もいるので)避難者へ手話通訳、要約筆記者の配置。 避難所へ連絡掲示板、FAXの設置など。 携帯ショップなど契約するときに手話通訳サービスをつけてほしい。それかタブレット端末の音声認識アプリを設置。 手話で交流できる場を作りたい 手話カフェなど、興味のある人も来れると思います 民間の方で、手話カフェをやってるところもありますが、まだまだ少ないです	NO.4-1に同じ